

平成 3 年 10 月 7 日制定
平成 15 年 2 月 19 日改正
平成 19 年 8 月 20 日改正
平成 29 年 5 月 30 日改正

大気環境学会誌編集に関する内規

(目的)

- 1 大気環境学会定款第 4 条 4 項に定める事業を行うため、編集委員会を設ける。

(組織・任務)

- 2 編集委員長、副編集委員長を含め 30 名前後の編集委員で、編集委員会を組織する。
- 3 編集委員会内に 10 名程度の編集委員で組織する編集実務委員会を置く。
- 4 編集委員会は大気環境学会誌の編集上の諸問題について審議する。
 - 4.1 編集委員会は大気環境学会年会開催時に開催する。
 - 4.2 編集委員会出席に関する交通費は支給しない。
- 5 編集実務委員会は大気環境学会誌の企画及び編集に関する業務、及び投稿原稿の採否判定に対する異議申し立てに関する審議を行う。
 - 5.1 編集実務委員会は隔月に開催する。
 - 5.2 編集実務委員会出席に関する交通費は実費を支給する。
- 6 編集委員は、編集委員長の依頼により投稿論文の担当編集委員を務める。
- 7 編集実務委員は、編集委員長の依頼により依頼論文の担当編集委員を務める。
- 8 編集委員会、編集実務委員会の議長は編集委員長が務める。編集委員長に支障ある場合は副編集委員長が務める。

(委嘱)

- 9 編集委員長は常任理事会の承認を得て、常任理事（就任時点で）の中から会長が任命する。
 - 9.1 任期は会長の任期に同期して 2 年とし、原則として 3 期以上連続して務めることは出来ない。ただし、特別な理由がある場合にはその限りではない。
- 10 副編集委員長は常任理事会の承認を得て、会員の中から会長が任命する。
 - 10.1 任期は会長の任期から 1 年遅れて始まる 2 年とし、原則として 3 期以上連続して務めることは出来ない。ただし、特別な理由がある場合にはその限りではない。
- 11 編集委員は編集委員長が推薦し、常任理事会の承認を得て会長が任命する。

- 11.1 任期は会長の任期に同期して2年とし、3期以上連続して務めることは出来ない。
- 11.2 学会誌編集の継続性に配慮して、編集委員長は編集委員を推薦する。
- 12 編集実務委員は分野及び交通費を勘案して、編集委員の中から編集委員長が任命する。
- 13 交代などにより任期途中で任命された委員の任期は、前任委員の残存期間とする。

(解任)

- 14 編集委員にその職務上ふさわしくない行為があったときは、常任理事会の承認を得て会長がこれを解任することができる。

(論文審査)

15 審査の方法

- 15.1 投稿原稿については複数の査読委員及び必要であれば担当編集委員による査読を行う。
- 15.2 依頼原稿については、担当編集委員が査読を行う。

(任務)

16 編集委員長(副編集委員長)の任務

- 16.1 編集委員長は編集委員会を統括する。
- 16.2 投稿原稿に対して、担当編集委員を編集委員の中から選定し、依頼する。
- 16.3 依頼原稿に対して、担当編集委員を編集実務委員の中から選定し、依頼する。

17 担当編集委員の任務

- 17.1 担当編集委員は、当該論文審査の進行管理に責任を負う。
- 17.2 投稿原稿の担当編集委員は、当該論文の査読に最適と思われる査読委員を2名選定し、査読を依頼する。査読委員の少なくとも1名は大気環境学会会員の中から選定する。
- 17.3 担当編集委員が海外出張等で長期不在となる場合は、編集委員長(事務局)にその旨連絡し、その後の論文審査に支障をきたさないようにしなければならない。

18 査読委員の任務

- 18.1 査読委員は、当該論文の掲載の可否を専門的視点及び大気環境に関する広い視点から審査し、良心に基づいて判定しなければならない。
- 18.2 査読委員は当該論文の査読に適していないと判断した場合には、速やかに担当編集委員に連絡しなければならない。
- 18.3 査読は依頼時に指定された期限までに終了し、査読結果を報告しなければならない。

(採否の判定)

19 判定手順

- 19.1 掲載の可否に関して、2名の査読委員の判定結果が異なるときは、担当編集委員も査読する。

- 19.2 編集委員長、副編集委員長、担当編集委員は、査読委員の判定結果を参考に当該論文の採否に関する判定を行う。

(判定結果の通知)

- 20 投稿論文が掲載可となった場合には、編集委員長は著者に判定結果を通知する。
- 20.1 著者は校正などで編集委員会（事務局）に協力して、速やかに掲載されるように努める。
- 21 投稿論文が却下となった場合、編集委員長は却下理由書（査読委員の査読意見を含む）を付して著者に判定結果を通知する。
- 21.1 担当編集委員は却下の理由書を編集実務委員会に提出し、説明する。

(判定結果に対する異議申し立て)

- 22 判定結果に異議がある場合には、著者は編集委員会に書面（メールを含む）で異議を申し立てることが出来る。
- 22.1 編集実務委員会は異議申し立てを審議し、その結果を著者及び常任理事会に報告する。
- 22.2 編集委員長は編集実務委員会の審議結果に適切に対応する。

(その他)

- 23 担当編集委員は直接著者と交渉をもってはならない。
- 24 担当編集委員は当初選定される2名の査読委員には原則として加わらない。
- 25 担当編集委員は依頼した査読委員の審査が遅延しているとき、審査を進めるよう督促しなければならない。
- 26 担当編集委員が査読委員を選定する場合、著者と同一職場(同一部課、研究チーム、研究室)の者は選定しない。また、2名の査読委員相互についても同様とする。
- 27 事務局は投稿原稿、依頼原稿の受理、原稿の査読等の進行管理、著者との連絡を行う。

附則（平成29年5月30日）

この規程は、公益社団法人大気環境学会理事会の議決の日から適用する。